2016年12月1日以降 契約始期用

幅広い補償で、建物、家財、什器・備品を手厚くサポート

新総合火災共済

わかりやすい
共済金のお支払い

もしものときも
安心!

火災だけでない
4つのプラン

和歌山県火災共済協同組合

新総合火災共済

ご契約時の共済金額を限度に
「復旧に必要な修理費」をお支払いします。
（水災を除く）

従来の火災共済では、「時価額」の契約が主体となっていましたが、新総合火災共済では「再調達価額」として損害額※が全額補償され、損害額の再取得が自己資金なしで可能となりました。
建物については、「評価済共済」として、事故発生時には建物の再評価を行うことなく、全損の場合は協定再調達価額をお支払いし、分損の場合は再調達価額ベースによる損害額をお支払いすることになります。なお、家財については、再評価を行ない損害額をお支払いします。

※復旧に必要な修理費をいいます。

●専用住宅・併用住宅が補償対象

「建物」・「家財」そして特約で「営業用什器（じゅう）・備品等」も共済の対象となります。

わかりやすい共済金のお支払い

新総合火災共済では、契約時に建物の再調達価額の評価を適正に行った上でその範囲内で共済金額を設定して契約するために、共済金額を限度に損害額から自己負担額（風災・雹（ひょう）災・雪災のみ）を差し引いた額の全額をお支払いします。

「建物」・「家財」を火災だけではなく「もしもの災害」から守る4つのプラン

A TYPE
万一の火災をしっかり補償

B TYPE
風・雹（ひょう）・雪の災害にも安心の補償

C TYPE
水濡れ・盗難等にも備えた充実補償

D TYPE
洪水などの水災にも備えた安心補償

※上記のA、B、C、Dの補償の記述はあくまで概要です。
詳しい補償についてはP5.P6をご確認ください。

このパンフレットをお読みになる前に▶▶▶押さえておきたい「共済用語」

被共済者 ひきょうさいしゃ
事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。

時価額 じかがく
共済の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

再調達価額 さいちょうたつかがく
損害が生じた地および時において共済の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

自己負担額 じこふたんがく
共済金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。（P5.④の事故の場合）

共済の対象 きょうさいのたいしょう
共済をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に共済金額を設定してご契約をする必要があります。例えば、建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

共済金 きょうさいきん
損害共済金、臨時費用共済金、地震火災費用共済金、残存物取片づけ費用共済金または水道管修理費用共済金をいいます。

敷地内 しきちない
特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、共済の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

支払責任額 しはらいせきにんがく
他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。

通知義務 つうちぎむ
ご契約以降に、ご契約内容に変更が生じた場合に、共済契約者または被共済者が組合に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。例えば、住居を店舗に改装した場合などが該当します。

評価済共済 ひょうかずみきょうさい
建物について、共済契約の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額を基準として、組合と共済契約者との間で共済金額を定めることをいいます。

協定再調達価額 きょうていさいちょうたつかがく
建物について、共済の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、組合と共済契約者または被共済者との間で評価し、協定した額で、共済契約証書に記載した額をいいます。

告知事項 こくちじこう
危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。（注）
（注）他の共済契約等に関する事項を含みます。

新総合火災共済のお引受けにあたって

1.補償対象

居住用の建物
専用住宅建物または併用住宅建物をいいます。

※併用住宅であれば、店舗・事務所等も引受対象とすることができます。

住居内に収容される家財一式
家具や衣服、テレビ、洗濯機・冷蔵庫等の損害は「家財」を共済の対象としてご契約いただかなければ補償されません!

営業用什器(じゅう)・備品等[特約]
※併用住宅建物内の営業用什器(じゅう)・備品等も特約により補償の対象とすることが可能です。

2.共済の対象および共済の対象の範囲

共済の対象　建物

共済の対象の範囲

■「1つの建物」を全体の共済の対象とします。

■以下のものは「建物」と所有者が同じ場合は、建物に含まれます。

ア.畳、建具その他これらに類する物

イ.電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち、建物に付加されたもの

ウ.浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち、建物に付加されたもの

エ.門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

共済の対象　家財

共済の対象の範囲

■「1つの建物」内に収容される家財一式(物置等の付属建物内の収容家財を含みます。)を共済の対象とします。

■宝石、貴金属、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書等の明記物件は、共済契約証書に明記して家財に含めます。

※「建物」と「家財」の所有者が異なる場合において「建物」のア.からウ.までのもので、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、家財に含まれます。

※家財一式には、自動車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手、または乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象とします。

共済の対象　営業用什器(じゅう)・備品等

共済の対象の範囲

■共済の対象となる建物の用途が「併用住宅」の場合にかぎり、共済の対象とします。

※併用住宅建物内の営業用什器(じゅう)・備品等を特約により補償の対象にできます。

※商品・製品等、機械・設備等は、引受対象外です。

3.共済金の支払および共済金額の設定方法

「新価・実損払」のみの引受けです。

・建物:評価済共済となり、事故時の再評価を行わない。

・家財:評価済共済とならず、事故時に再評価を行います。

共済金の支払　新価実損払

共済金額の設定方法

■「建物」の場合

①「建物」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出した上で共済契約者または被共済者と協定し、「協定再調達価額」を定めます。

②「協定再調達価額」の範囲内で、任意に「建物」の共済金額を設定します。

ポイント

□「建物」については、「評価済共済」となり、事故時に再評価を行いません。

共済金の支払　新価実損払

共済金額の設定方法

■「家財」の場合

①「家財一式」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出します。

②「明記物件」を共済の対象に含めない場合は、新価基準の評価額で共済金額を設定します。

③「明記物件」を共済の対象に含める場合は、家財一式の新価基準の評価額と明記物件の時価基準の評価額で共済金額を設定します。ただし、明記物件の時価基準の評価額を下回る共済金額の設定はできません。

ポイント

□「家財」については、事故時に再評価を行います。

共済金の支払　新価実損払

共済金額の設定方法

■「営業用什器(じゅう)・備品等」損害特約をセットした場合

新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で100万円～ 1,000万円の間で、100万円単位で設定します。

ポイント

□「営業用什器(じゅう)・備品等」については、事故時に再評価を行います。

□新価(再調達価額)基準の評価額が1,000万円を超える場合は、お引受けできません。

4.共済掛金の割引

建物を共済の対象とするご契約で、
共済始期日時点で、
建築年から共済始期年までの
年数が10年未満である場合、
建物の共済掛金に対して、
「築浅割引」が適用されます。
築年数と共済期間によって、
右表の通り割引率が異なります。

		共済期間									
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
築年数	築1年以下										
	築2年									8.9%	8.0%
	築3年					10%			8.8%	7.8%	7.0%
	築4年							8.6%	7.5%	6.7%	6.0%
	築5年						8.3%	7.1%	6.3%	5.6%	5.0%
	築6年					8.0%	6.7%	5.7%	5.0%	4.4%	4.0%
	築7年				7.5%	6.0%	5.0%	4.3%	3.8%	3.3%	3.0%
	築8年			6.7%	5.0%	4.0%	3.3%	2.9%	2.5%	2.2%	2.0%
	築9年		5.0%	3.3%	2.5%	2.0%	1.7%	1.4%	1.3%	1.1%	1.0%

5.共済掛金の主なお支払い方法

共済掛金のお支払い方法は右よりお選びいただけます。

※長期年払で初回より口座振替選択していただいた場合、
契約年数に応じて割引が適用されます。
詳しくは取扱代理所または当組合へお問い合わせください。

		内容	直接集金	口座振替
一時払	1年契約について共済掛金をご契約時に一括払でお	支払いいただく方法です。	○	○
長期一括払	共済期間が1年を超える共済契約を一括払いでお	支払いいただく方法です。「長期新総合火災共済特約」がセットされます。	○	○
長期年払※	共済期間が1年を超える共済契約について、この共済契約に定められ	た総共済掛金を共済契約証書記載の回数および金額に分割してお支払いいただく方法です。「長期新総合火災共済共済掛金年払特約」がセットされます。	○	○
分割払	1年の契約にかかる共済掛金を分割でお支払いいた	だく方法です。「火災共済共済掛金分割払特約」がセットされます。	○	○

補償パターンについて

損害共済金の補償内容（ご希望の補償範囲に応じて４つの契約プランをご用意しました。）

補償内容	①火災	②落雷	③破裂または爆発	④風災・雹災・雪災※	⑤水災※1	⑥物体の落下・飛来・衝突	⑦水濡れ	⑧騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	⑨盗難※2
								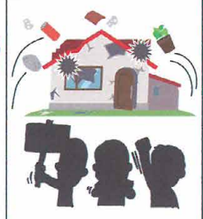	
	失火やもらい火による火災 消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。	落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき	ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき	台風、旋風、竜巻、暴風などの風災、雹災、または豪雪、雪崩による雪災によって、共済の対象の損害が生じたとき ＊1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき	建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき	給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の戸室の事故によって水濡れの損害が生じたとき	デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき	家財の盗難、または盗難の際に建物、家財などが壊されたり、汚されたりしたとき ＊預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき
選べる契約プラン A TYPE	○			× 補償されません	× 補償されません	× 補償されません			
B TYPE	○		○	× 補償されません		× 補償されません			
C TYPE	○		○	× 補償されません		○			
D TYPE	○		○	○		○			

※1 ⑤水災
次のいずれかの場合に補償します。
(ア)建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき
(イ)共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

※2 ⑨盗難
次のいずれかの場合に補償します。
(ア)建物の盗取・汚損・損傷（建物を対象とした場合）
(イ)家財の盗取・汚損・損傷（家財を対象とした場合）
(ウ)現金・預貯金証書等の盗難（家財を対象とした場合）

左記④風災・雹災・雪災以外

損害額 ＝ 損害共済金

左記④風災・雹災・雪災以外の補償に対する損害は、損害額=損害共済金をお支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

＋

自己負担額（風災・雹災・雪災のみ）

自己負担額とは

損害額 − 自己負担額 ＝ 損害共済金

左記④の補償に対する損害は、上記の算出によって損害共済金をお支払いします。ただし、共済金額が限度となります。

なし（0円）	5万円
10万円	20万円

費用共済金の補償内容

自動的にセットされる各種費用の補償です。

地震火災費用共済金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または共済の対象の家財が全焼した場合は、共済金額の5%以内で1事故1敷地内ごとに300万円を限度としてお支払いします。
※Aタイプは補償されません。

残存物取片づけ費用共済金

損害共済金が支払われる場合に損害を受けた共済の対象の残存物の取片づけに必要な費用で実際にかかった費用をお支払いします。
※実費（損害共済金×10%限度）

水道管修理費用共済金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。（ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。）

共済の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。
※1事故・1敷地内ごとに10万円限度

損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。

臨時費用共済金

損害共済金にプラスしてお支払いします。

損害共済金×10% 限度額100万円	or	臨時費用共済金なし

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

営業用什器・備品等損害特約

被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産について損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

●主契約が建物のみ、家財一式のみ、建物および家財一式のいずれかの場合に付帯できます。
●共済の対象は併用住宅にかぎります。

●共済金をお支払いする損害

建物に収容される（敷地内を含む）、被共済者が所有する営業用の什器・備品等の動産について、主契約の補償範囲（共済契約証書記載の事故の区分欄に「○」の記載がある損害）にかぎり、偶然な事故により損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

●特約共済金額

●新価（再調達価額）基準の評価額の範囲内で100万円～1,000万円の間で、100万円単位で設定できます。（罹災時再評価）
●「明記物件」を共済の対象に含める場合は、その時価基準の評価額となります。

●お支払いする損害共済金の額

	お支払い条件	お支払額
水　災	床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水 ＊1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします	共済金額×支払割合（5%） ＝損害共済金
盗　難	通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1敷地内ごとに20万円を限度とします	損害額
	明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または共済金額のいずれか低い額を限度とします。	
上記以外	再調達価額を限度とします。 ＊風災・雹災・雪災は損害額から自己負担額が差し引かれます。 フランチャイズ型を選択の場合は、損害の額が20万円以上の場合にかぎります。	

●共済金をお支払いする対象物

主契約の補償範囲内の事故によって損害を受けた方の建物に収容されている、被共済者が所有する業務用の什器・備品等の動産にかぎります。

次のものは除かれます（主なもの）

①船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型その他これらに類する物およびこれらの付属品
③通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
④商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）
⑤義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑥移動電話（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
⑦ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
⑨動物および植物
⑩クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

●共済金をお支払いできない損害

組合は次の1.から9.までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、共済金を支払いません。

1. 共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 1.に規程する以外の者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
3. 被共済者と生計を共にする親族の故意。ただし、被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
4. 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
5. 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
6. 共済の対象である営業用什器・備品の置き忘れまたは紛失
7. 共済の対象である営業用什器・備品が共済契約証書記載の建物（共済の対象である営業用什器・備品を収容している付属建物を含みます。）外にある間に生じた事故
8. 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
9. 主契約の補償範囲の内、盗難以外の事故に遭った場合における共済の対象の盗難による被害

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

地震見舞金補償特約

地震や噴火またはこれらによる津波によって、特約契約が付帯される建物や建物内収容動産に損害が生じた場合に見舞金をお支払いします。

●建物は、専用住宅および併用住宅が共済の対象となります。
●建物内収容動産は、生活用動産の家財も共済の対象になります。
●主契約の共済の対象が全壊または全損の場合に、1敷地内100万円を限度として見舞金をお支払いします。

地震見舞金補償特約付契約の適用掛金

（契約額千円についての年間掛金）

構造	イ. 構造	ロ. 構造
建物、収容動産	2.02円	3.26円

イ構造　耐火構築物、準耐火構築物および省令準耐火建物等
ロ構造　イ構造以外の建物

●見舞金をお支払いする損害

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、特約契約が付帯される主契約の共済の対象に生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合に見舞金をお支払いします。

特約共済金額100万円を付帯した場合

全損のとき	半損のとき	一部損のとき
見舞金	見舞金	見舞金
100万円	50万円	5万円
（特約共済金額の100%）	（特約共済金額の50%）	（特約共済金額の5%）

特約付帯ができる物件および契約限度額…地震見舞金特約条項における共済の対象は、主契約の建物または建物内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

●お支払いする見舞金

1回の地震および72時間以内に発生した2以上の地震等は1回の地震等とみなします。地震見舞金の総額は50億円を限度とします。

1. 建物の損害に対する見舞金

	建物の主要構造部の損害の額	焼失または流失した床面積の割合	お支払額
全　損	共済価額の50%以上	延べ床面積70%以上	特約共済金額の100%
半　損	共済価額の20%以上50%未満	延べ床面積20%以上70%未満	特約共済金額の　50%
一部損	共済価額の3%以上20%未満	水災で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水	特約共済金額の　5%

※建物の主要構造部とは、土台、柱、壁、屋根等をいいます。

2. 家財の損害に対する見舞金

	家財の損害の額	お支払額
全　損	共済価額の80%以上	特約共済金額の100%
半　損	共済価額の30%以上80%未満	特約共済金額の　50%
一部損	共済価額の10%以上30%未満	特約共済金額の　5%

●見舞金をお支払いできない損害

①共済契約者、主契約被共済者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
②主契約被共済者でない者が地震見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③共済の対象の紛失または盗難
④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑥地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
⑦共済期間が始まった後でも、この特約の掛金と主契約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた損害

この特約はご希望により主契約に付帯した場合にのみ対象となります。

類焼見舞金補償特約

特約掛金
建物の構造や共済金額に関係なく
一律年間掛金 1,500円

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞金をお支払いします。

- 住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象となります。
- 見舞金の額は一つの建物（建物内収容動産を含みます）ごとに300万円を限度にお支払いします。

●見舞金をお支払いする損害

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発による事故の場合に対象となります。

●お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
類焼先が全損の場合 （時価の80%以上の損害）	**300万円**または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が半損の場合 （時価の20%以上80%未満の損害）	**150万円**または時価損害額のいずれか低い額
類焼先が一部損の場合 （時価の20%未満の損害）	**50万円**または時価損害額のいずれか低い額

●総支払限度額

1事故につき3,000万円

- 共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- 共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに上記の規定を適用します。

●見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損（煙損害または臭気付着の損害を除きます。）を受けた方の建物または建物に収容される動産

次のものは除かれます（主なもの）

1. ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証書記載の建物
2. ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同居の親族の所有する建物・動産
3. 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
4. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
5. 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
6. 建築中または取り壊し中の建物
7. 建売業者等が所有する売却用の建物
8. 国、地方公共団体等の所有する建物
9. 動物、植物

●見舞金をお支払いできない損害

1. 共済契約者、ご契約された建物・動産の所有者、またはその所有者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意による損害
2. 類焼補償被共済者（損害を受けた方）または、その法定代理人の故意または重大な過失または法令違反による損害
3. 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
4. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
5. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
6. 核燃料物質もしくは核燃料物資によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
7. 共済掛金領収前に生じた事故による損害

損害共済金をお支払いする場合

補償の種類	共済金をお支払いする主な事例＊	お支払いする共済金	共済金をお支払いしない主な場合
①火災	隣家が火災になり、自宅にも延焼し半焼、残った部分も水浸しで建て替えとなった。	**【建物】** 次の算式により算出した額とします。 ただし、基本契約の共済金額を限度とします。 損害の額※1 － 自己負担額※2 ＝ 損害共済金 ※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（協定再調達価額限度） ※2 風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎります。 建物のみが共済の対象である場合は、⑨盗難の生活用の現金、切手、預貯金証書等の盗難は補償されません。 **【家財】** 次の算式により算出した額とします。 ただし、基本契約の共済金額を限度とします。 損害の額※1 － 自己負担額※2 ＝ 損害共済金 ※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。（再調達価額限度） ※2 風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎります。 明記物件の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。 現金・切手・預貯金証書等の盗難の場合は、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額を支払います。 事故の種類 / 限度額 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難 / 20万円 預貯金証書の盗難 / 200万円または家財の共済金額のいずれか低い額	●ご契約者、被共済者（補償を受けられる方）、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波（以下地震等といいます。）によって生じた損害 ●地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害（地震火災費用共済金をお支払いする場合があります。） ●風、雨、雪、雹または砂塵その他これらに類するものの漏入により生じた損害 ●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45㎝を超える浸水」に至らない水災によって生じた損害 ●給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ●共済の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ●自然の消耗または劣化によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損
②落雷	落雷により配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットの動作不能となり交換工事が必要となった。		
③破裂または爆発	たばこの火が充満していたガスに引火したことにより爆発が発生し、建物に損害が生じた。		
④風災 雹災 雪災	・台風により住宅の雨樋が倒壊した。 ・雪の影響で、建物の屋根・外壁に損害が生じた。		
⑤水災	台風による大雨により浸水が発生し、建物の棟の高さまで完全に水没した。		
⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	自動車の当て逃げにより建物の外壁に亀裂が生じ、交換工事が必要となった。		
⑦水濡れ	排水管が詰まり、汚水が溢れる水濡れ損害が発生し、床の張り替えが必要となった。		
⑧騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されてしまった。		
⑨盗難	空き巣の被害にあい、硝子サッシを壊された。		
通貨、預貯金証書等の盗難	家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における生活用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等（有価証券およびその他これらに類する物を除きます。）の盗難。		

【⑤水災】

（ア）建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたとき、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき

（イ）共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じたとき

水災による損害の程度（注）	（ア）共済の対象に30%以上の損害が生じたとき	（イ）床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水	
		共済の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき	共済の対象に15%未満の損害が生じたとき
共済金支払方法	損害額（修理費）×70%（ただし、損害共済金として支払う額は1回の事故につき、共済金額を限度とします。）	支払限度額（共済金額）×10%（ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに200万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）	支払限度額（共済金額）×5%（ただし、損害共済金として支払う額は1敷地内ごとに100万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。）

（注）建物については協定再調達価額に対する損害の程度、家財については再調達価額に対する損害の程度となります。

＊家具や家電製品などは建物とは別に"家財"を共済の対象としなければ、損害を受けても共済金のお支払いができません。

万一事故が発生した場合は

●万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理所または当組合にご連絡ください。

口座振替制度のご利用について

●火災共済では共済掛金の口座振替制度を設けております。詳しくは取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

割引について

●建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が10年未満である場合、共済掛金の割引があります。
●長期一括割引率の適用により、1年契約を毎年継続されるよりも共済掛金が割安になります。
●長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。

共済の対象の所在地やそれを収容する建物について

●共済の対象の所在地が契約者住所と異なる場合には申込書等に記載が必要となります。
●動産は収容する建物の構造、用法により共済掛金を算出するため、動産を収容する建物をご確認ください。

次の物を共済の対象に含める場合には、申込書に記載してください

●1個(組)30万円を超える貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
●稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物

共済金をお支払いできない主な場合

●共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
●被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
●共済の対象である家財の置き忘れまたは紛失
●共済の対象である家財が共済契約証書記載の建物外にある間に生じた事故
●運送業者または寄託の引受をする業者に託されている間に共済の対象について生じた事故
●火災等の事故の際における共済の対象の盗難
●戦争または外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
●地震、噴火またはこれらによる津波
●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
●電気的事故による炭化または溶融の損害、発酵または自然発熱の損害、機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害、亀裂、変形その他これらに類似の損害
●下記の1.～ 3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害(ただし、P5.6①から⑨の事故が生じた場合は1.から3.のいずれかに該当する損害にかぎります。)
1. 共済の対象の欠陥(ご契約者、被共済者またはこれらの者に代わって共済の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
2. 共済の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
3. ねずみ食い、虫食い等
●共済の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、共済の対象ごとに、その共済の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
●共済掛金領収前に生じた事故(共済掛金の払込みに関する特約付帯の場合を除く)

重大事由による解除

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合、共済金もお支払いできないことがあります。
①ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと。
②共済金の請求に関し、被共済者または共済金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと。
③ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
上記①から③のほか、ご契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方が、共済契約の継続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

●共済契約者には、共済契約の締結に際し、組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合はすでに発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。
●共済契約者には共済契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項(以下「通知事項」といいます。)に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知がないとご契約を解除させていただくことがあります。また、この場合は既に発生している事故について共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に☆印が付された項目が通知事項となります。

＊このパンフレットは新総合火災共済普通共済約款の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「約款」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
＊不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。
＊当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

和歌山県火災共済協同組合

〒640-8034
和歌山市駿河町 16 番地　フォルテ南館 2 階
TEL 073-431-3288(代)　FAX 073-431-3290
【受付時間】平日　午前 9:00～午後 5:00
（土・日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理所